

駐留軍関係離職者等臨時措置法の延長に関する意見書

駐留軍関係離職者等臨時措置法は、去る平成25年に行われた有効期限の5年延長により、平成30年5月16日までとなっている。

法は、昭和33年の制定以来、昭和48年の関東計画等による、基地の統合・返還に伴って生じた多数の離職者対策をはじめとして、必要に応じた施策を講じつつ、期限延長を続けてきたところである。

在日米軍再編に伴う雇用問題が懸念される中で、駐留軍労働者の離職者対策は、さらに重要性を増している。

よって、羽村市議会は、国会及び政府に対し、駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限を延長し、日本人従業員の雇用安定確保及び離職者対策に万全を期するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年6月28日

東京都羽村市議会議長 馳 平 耕 三

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

外務大臣

厚生労働大臣

防衛大臣

あて